相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区天下茶屋東一丁目五番、最後の住所大阪府大阪市西成区天下茶屋東一丁目五番三号　被相続人　亡　野島　澄江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

大阪市北区西天満四―八―一七宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　酒井　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡矢掛町上高末一四七四番地、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　古角　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所岡山県倉敷市西阿知町一〇七―一

倉敷わかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新庄　将彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区東門司一丁目四番地五、最後の住所北九州市門司区中二十町六番一六―六〇三号　被相続人　亡　大村　仁志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所北九州市小倉北区田町九番一五号

相続財産管理人　司法書士　工藤　陽二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県杵島郡大町町大字福母二一三一番地、最後の住所佐賀県杵島郡大町町大字福母一五四四番地一七　被相続人　亡　内山　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月八日

事務所　佐賀県佐賀市南佐賀一丁目一〇番四号

相続財産管理人　田島　正道

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出下さい。なお期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年十二月八日

一、墳墓等所在地　埼玉県入間郡三芳町上富六九六―一

一、墳墓等の名称　セメタリー所沢

一、死亡者の本籍及び氏名　埼玉県新座市新堀三丁目一〇番　松本三重子　田村ゆき

一、改葬を行おうとする者　埼玉県所沢市元町一二―二　宗教法人法華寺　代表役員　長谷川康栄

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月八日

福井県福井市御幸三丁目一〇番一五号

福井県建設業厚生年金基金

代表清算人　上木　雅晴

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年十二月八日

鹿児島県姶良郡湧水町北方一八〇〇番地

ヤマハ鹿児島セﾐﾘコンダクタ株式会社

確定給付企業年金清算人　高須　伸康

株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十七年九月二十一日を効力発生日として、当社が発行する全部取得条項付優先株式を全て取得しましたが、その際、当該株式に係る株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出できない旨の申し出がありました。よって、これらの株主に対して旧株券と引換でなしに当該株式の取得対価を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月八日

岐阜県大垣市上石津町堂之上一五二六番地二

太養興産株式会社

代表取締役社長　関戸　康浩

当社優先株式

券別	枚数	記号	番号	名義人住所	氏名
一株券	一	U	○○○七○	岐阜県岐阜市久屋町一	伊藤　正子
一株券	一	U	○○一一五	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内八―六七―一	岩田硝子建材株式会社
一株券	一	U	○○一三四	岐阜県海津市平田町野寺一一九七	株式会社宇野組
一株券	一	U	○○二四三	岐阜県大垣市中野町五―一〇三―一	尾関　芳弘
一株券	一	U	○○二四四	岐阜県大垣市木戸町四四九―一―三〇五	小野　徳彦
一株券	一	U	○○三三四	千葉県船橋市西船四―一七―一五	荒木　智子
一株券	一	U	○○五二六	愛知県名古屋市西区南川町二一三	進英産業株式会社
一株券	一	U	○○五九二	岐阜県大垣市北方町三―七七七―二	有限会社太洋自動車
一株券	一	U	○○七三四	岐阜県安八郡神戸町大字安次五八二	株式会社アーク
一株券	一	U	○○八七二	岐阜県羽島市正木町大浦一三五八―三	平岩　裕基
一株券	一	U	○○八七三	愛知県みよし市黒笹三―三―二〇	平岩　信博
一株券	一	U	○○九一○	岐阜県大垣市丸の内一丁目五番地バンベールビル三B	藤吉　英紀
一株券	一	U	○○九一八	岐阜県養老郡養老町押越一二八三	古川　利幸
一株券	一	U	○○九四一	愛知県稲沢市平和町横池本田三六四	松井　祺夫
一株券	一	U	○○九九○	愛知県半田市柊町五―一五―一六	熊谷　英樹
一株券	一	U	○○九九八	岐阜県大垣市二葉町六―一四	宮内　和男
一株券	一	U	○一○四三	岐阜県大垣市内原二―一二七	安田　政司
一株券	一	U	○一○六六	兵庫県姫路市大津区大津町三―九―一○六	山田　正人

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成27年12月８日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平27不保632	日本住宅総合システム株式会社	北海道知事石狩(1)7914	北海道札幌市白石区本通５―南４―12	1000万円
平27不保633	和村住まい相談室	岩手県知事(2)2391	岩手県盛岡市西青山１―16―20	〃

代表取締役　渡部康人　和村浩